

第34回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和4年2月8日（火）

農村環境改善センター 農事研修室

第34回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年2月8日(火)

2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦

4、出席委員(17名)

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	4番	積田敏春
5番	川嶋一美	6番	林千佳夫
7番	榎澤正治	8番	板倉小百合
9番	内海亮一	10番	梅原英男
11番	若菜義人	12番	志賀典夫
13番	齋藤重幸	14番	布施和彦(会長)
15番	鵜澤英夫(職務代理者)	16番	今関喜明
17番	蔭山秀男		

5、欠席委員(なし)

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1～2)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1～3)

第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
(整理番号1)

第8 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～2)

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大塚 好

主任書記 戸田 久子

主 査 千葉 利 憲

主任書記 小田切 基 樹

◎開 会

○議長 ただいまから第34回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時01分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

榎澤正治委員、内海亮一委員の兩名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1)

○議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号、整理番号1の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は南玉字高塚及び字高塚脇の地目、田が2筆、地目、畑が1筆、合計面積1,953平方メートルを贈与により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者に農地を集約するためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから5ページとなります。

以上、整理番号1につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、林千佳夫委員、よろしくお願いいたします。

○林委員 それでは、議案第1号の整理番号1について調査報告をいたします。

理由については、事務局の説明のとおりです。

権利者と義務者の関係でございますけれども、兄弟であります。2月3日に義務者については、電話にて申請内容の確認をいたしました。贈与による所有権移転に間違いがないというようにございました。また、権利者については、2月4日同じく電話で確認し、間違いがないということでもございました。

この件について、昨年、今までは親が耕作しておりますけれども亡くなったということで、要するに長男に農地をまとめるというようなことでもございました。畑については自宅の敷地内にあるということで、家庭菜園として利用するという話をしておりました。

問題ないと思っておりますけれども、慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1について質疑に入ります。

希望者ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1について採決いたします。

議案第1号、整理番号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は許可することに決定されました。

◎議案第2号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から2について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は、星谷字東星谷の地目、畑が1筆で面積348平方メートルを無償で借り受け、専用住宅用地にしようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面②に2-1と表記された箇所が当該地で、詳細資料につきましては、A4判縦の6ページから16ページになります。

建物の概要は、専用住宅が1棟で木造2階建て、建築面積は61平方メートルと自動車駐車場が30.25平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、現在、親の家屋に同居していますが、子どもの成長とともに手狭となり、親の土地を借りて住宅を建築するために計画したとのこと。

最初に転用の許可基準となります立地基準でございます。

農地の区分は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地ではありますが、例外的な許可要件である住宅のほか周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画書が添付されており、全額を金融機関からの借入金で賄う計画となっており、金融機関からの事前審査結果が添付されております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、根抵当権が設定されており、根抵当権者の同意書が添付されておりますことから、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は切土、盛土がなく、基礎工事の際の掘削土を場内処理し、建物周辺のみ整地する計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに東側の水路へ放流する計画となっております。なお、排水を放流するに当たり、当該土地改良区の排水同意書が添付されており、これらの計画内容から土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等必要な関連手続の

申請書類の写しが添付されております。

次に、整理番号2。申請地は、南玉字高塚の地目、畑が1筆で面積773平方メートルを借り受け、駐車場用地にしようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面①に2-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の17ページから24ページになります。

事業を行う理由につきましては、権利者の現在使用している既存の駐車場がないため、隣接する申請地の譲渡を受け、駐車場とするために計画したとのこととです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

農地の区分は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっており、金融機関からの残高証明書が添付されております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、現状のまま使用する計画となっております。

排水につきましては、雨水は自然浸透する計画となっております。

これらの計画内容から土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、榎澤正治委員、よろしくをお願いいたします。

○榎澤委員 それでは、議案第2号、整理番号1について、調査報告をいたします。

1月31日午後、今関委員さんと共に義務者宅に伺いました。

まずは、内容については事務局の説明のとおりです。

義務者は父であり、権利者は子に当たります。権利者は義務者より畑を借り、専用住宅にするとのことでした。申請地は、義務者居宅と接続しており、今関委員と共に現地を確認をいたしました。境界の杭、建物の配置用のテープが張ってありました。

この案件については、親子の関係でありますので、何ら問題はないと思っておりますが、皆様方

の慎重審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、林千佳夫委員、よろしくお願いいたします。

○林委員 それでは、議案第2号、整理番号2について調査報告いたします。

理由については、事務局の説明のとおりです。

2月1日に義務者に電話にて内容を確認いたしました。

場所については、先ほど事務局が話しましたけれども、大網駅の裏の通りを南玉のほうに700メートルぐらい入ったところで、現地を確認しました。草刈りをして管理をしているというような状態のところでした。義務者については、所有権移転について確認したところ、間違いないということでした。

それから、権利者については、2月1日に、権利者、それから代表者の方とお会いしまして、内容と現地を確認し、間違いないというふうなことでございました。権利者は駐車場がないため、一時的に道路にとめたり、あるいは近くの方の土地を借りて駐車をしていたということで、大変迷惑をかけているということで、隣接地に義務者の畑がありましたので、その話をしたら、快く譲ってもらえるというようなことでございました。

現状のままで駐車場に使用するというところで確認したところ、何も作っていませんので、硬くてそのまますぐ使えるような状態でありまして、土砂の流出等も問題ない、それから、入り口についても、問題ないというふうに思いますので、皆様方の慎重なる審議、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から2について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1から2について順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い

いたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1から2につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号(利用権設定)

○議長 次に、日程第5、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく整理番号25の案件は、板倉小百合委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、当該案件を審議する際には、退室していただくこととなります。

つきましては、整理番号1から24の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないとのことでございますので、事務局から議案第3号、整理番号1から24について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の3ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書4ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明いたします。

利用権の設定を受ける者13人、利用権の設定をする者26人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が125筆で面積15万7,280.91平方メートル、畑が3筆で面積8,261平方メートル、田、畑を合わせた合計面積は16万5,541.91平方メートルでございます。

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が9件、更新契約が16件でございます。

整理番号1から所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別の順に説明いたします。

また、各借受人、貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。清名幸谷及び上谷新田地内の地目、田が3筆、合計面積2,855平方メートル、10年、金納、全面積でコシヒカリ1等米210キログラム相当額、更新であります。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

整理番号2。経田及び富田地内の地目、田が23筆、合計面積1万2,550.91平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新であります。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

整理番号3。柳橋地内の地目、田が4筆、合計面積7,489平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新であります。

次に、整理番号4。柳橋地内の地目、畑が1筆、面積5,095平方メートル、10年、金納、全面積で3万円、新規であります。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号5。長国地内の地目、畑が1筆、面積2,247平方メートル、10年、金納、全面積で2万円、新規であります。

次に、整理番号6。長国地内の地目、畑が1筆、面積919平方メートル、10年、無償、新規であります。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号7。北今泉地内の地目、田が2筆、合計面積4,293平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新であります。

次に、整理番号8。南今泉地内の地目、田が10筆、合計面積9,052平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新であります。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号9。北今泉地内の地目、田が6筆、合計面積8,844平方メートル、6年、物納、

10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、新規であります。

次に、整理番号10。四天木地内の地目、田が 1 筆、面積1,970平方メートル、6年、金納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム相当額、新規であります。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

整理番号11。大網地内の地目、田が 7 筆、合計面積6,099平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ60キログラム、新規であります。

次に、整理番号12。神房地内の地目、田が 3 筆、合計面積5,212平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、更新であります。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

整理番号13。細草地内の地目、田が 1 筆、面積991平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、更新であります。

次に、整理番号14。細草地内の地目、田が 7 筆、合計面積 1 万3,437平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、更新であります。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

整理番号15。四天木地内の地目、田が 3 筆、合計面積7,304平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、更新であります。

次に、整理番号16。南今泉、北今泉及び細草地内の地目、田が 9 筆、合計面積 1 万3,752平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、更新であります。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

整理番号17。九十根地内の地目、田が 1 筆、面積700平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、更新であります。

次に、整理番号18。北今泉及び細草地内の地目、田が 6 筆、合計面積5,058平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、更新であります。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。

整理番号19。南今泉及び細草地内の地目、田が 2 筆、合計面積1,724平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、更新であります。

次に、整理番号20。細草地内の地目、田が 6 筆、合計面積8,920平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、更新であります。

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。

整理番号21。九十根地内の地目、田が2筆、合計面積1,754平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新であります。

次に、整理番号22。南横川地内の地目、田が14筆、合計面積1万8,257平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム相当額、更新であります。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。

整理番号23。星谷及び北飯塚地内の地目、田が10筆、合計面積1万8,127平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規であります。

次に、整理番号24。桂山地内の地目、田が4筆、合計面積8,083平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム相当額、新規であります。

以上、整理番号1から24の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。関連して、新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

それでは、整理番号4から6の案件について、借受人が同一人であることから一括して、榎澤正治委員、よろしくお願いいたします。

○榎澤委員 では、議案第3号、整理番号4、5、6について調査報告をいたします。

整理番号4、5、6は、借受人が同一人でありますので、一括して報告いたします。

内容については、事務局の説明のとおりです。

借受人とは、1月31日午前、畑において、調査をいたしました。案件の借入れは、前の耕作者の紹介により借り入れることになったとのことでした。現地の確認も借受人と一緒に見て、農地はきれいに耕してあり、すぐにでも作付できる状態でありました。

それでは、整理番号4について、貸付人は1月31日の午後、自宅に伺い、話をしました。貸付人は、農業に携わったことがなく、今回は借受人が見つかり安心したとのことでありました。また、内容については、間違いのないとのことでした。

整理番号5について、自宅に何回も伺っていましたが、留守でありましたので、電話にて確認をいたしました。貸付人は女性2人の家族であり、農家ではありませんが、携わったことのない人であるとのことでした。内容を話しましたら、問題はないと、間違っはおりませんということでありました。

整理番号6について、貸付人宅に1月31日午前に伺いました。貸付人は、畑の脇に用水路があり、他人に迷惑がかからないように除草を借受人にお願いをしたとのことであり、貸付料は無償であるということでありました。また、内容は間違っていないということでありました。

さらに、借受人は、認定新規就農者であり、大変意欲のある人でありますので、問題はないと思いますが、皆さん方の慎重審議、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号9の案件について、齋藤重幸委員、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 それでは、整理番号9について、調査報告をいたします。

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

2月6日に、双方、貸付人、借受人と電話にて確認、現地確認をいたしました。

令和2年までほかの耕作者がこの土地で水稻をいたしておりまして、貸付人、借受人の親戚関係ということから、令和3年から借受人が耕作をするようになり、利用集積を申請することになったということです。借受人は認定農業者でもあり、機械等全てそろっておりますので、貸付人も安心して耕作を依頼したということです。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号10の案件について、川嶋一美委員、よろしくお願いいたします。

○川嶋委員 整理番号10についてご報告します。

内容は、事務局の説明とおりです。

借受人には、1月31日に会って話を聞くことができました。以前からほかの借受人が耕作していましたが、できなくなったため、頼まれて耕作をするようになったとのことでした。現地の田も確認しましたが、きれいに耕作されておりました。貸付人には2月1日に電話で話を伺い、間違いのないとのことでした。借受人は認定農業者で、設備、機械もそろっており、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号11の案件について、積田敏春委員、よろしくお願いいたします。

○積田委員 整理番号11について調査報告申し上げます。

詳細は事務局説明のとおりです。

1月30日に現地確認して、現地は昨年も耕作されており、問題はありません。貸付人から2月3日に事情を聴取しています。貸付人は水稲耕作をしておらず、畑の維持管理が精いっぱい状況です。父親が耕作できなくなってからは、近隣の農家に水稲耕作を委託していたが、昨年返され、何軒かの農家に耕作を依頼し、ようやく本件の申請に至ったとのことあります。1月30日に借受人から聴取しています。近隣からの依頼でもあり、熟慮の上借りることにしたとのことあります。本件借受人は、息子さんも農作業を手伝う認定農業者であり、何ら問題もない案件とは思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号23の案件について、今関喜明委員、よろしく願いいたします。

○今関委員 それでは、報告いたします。

1月31日、榎澤委員さんと、双方のお宅に伺って話を聞いてまいりました。

貸付人は、今般、体調不良で当日伺ったときも入院しておりましたから、奥さんに話聞きましたが、もうこの先、農業は続けられないということで借受人にお願いをしたそうです。

借受人は認定農業者で若く、地区のリーダー的立場な農業者でございます。何ら問題はないと思いますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号24の案件について、中村和敏委員、よろしく願いいたします。

○中村委員 整理番号24について、調査報告をいたします。

説明については、事務局の説明のとおりです。

今月5日、貸付人、借受人双方に話を伺いました。貸付人については、5、6年前よりも耕作をお願いしているとのことでした。今回、双方で正式に届けを出したいということで、今回の申請に至っております。借受人は施設も整っており、現地も耕作されており、問題はないと思いますが、慎重審議よろしく願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から24について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号25の案件について審議に入りますが、板倉小百合委員は議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退室をお願いいたします。

(板倉小百合委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号25について、説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の19ページをご覧ください。

それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別の順に説明いたします。

また、借受人、貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりとなります。整理番号25、細草地内の地目、田が1筆、面積809平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規であります。

以上、整理番号25の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。新規案件でありますので、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号25の案件について、内山充弘委員、よろしくをお願いいたします。

○内山委員 それでは、整理番号25について調査報告を申し上げます。

内容については、事務局説明のとおりです。

1月30日に、貸付人、借受人に電話にて調査を行い、申請については間違いのないことでした。貸付人は、高齢により耕作を縮小しており、以前より申請地をほかの方に貸していたそうですが、昨年戻されてしまい、新たに耕作をしてくれる方を探していたところ、近所でもある借受人に相談をして、引き受けてくれることになったそうです。借受人も、申請地は自分の耕作地の近くにあり、管理がしやすいと申ししておりました。また、借受人は認定農業者で、意欲的な方、今後も規模拡大を考えており、農機具、施設等も整っております。申請地はきれいに管理されておりました。何ら問題ないと思われそうですが、慎重審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより整理番号25の案件について質疑に入ります。

希望者ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号、整理番号1から25について一括して採決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないことと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から25を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から25は原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、板倉小百合委員に入室していただくようお願いいたします。

(板倉小百合委員 入室)

◎報告第1号～報告第3号

○議長 次に、日程第6、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第7、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第8、報告第3号、農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に係る質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の20ページから22ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり3件の届出がありました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから、届出があったものでございます。

各農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出書類

は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の23ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり1件の通知がありました。

内容につきましては、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことから、提出があったものでございます。

農地の所在地、借借人、賃貸人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の24ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり2件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、資材置場として使用されておりました。本件土地は、平成2年4月20日付で資材置場用地として農地法第5条の規定による転用の許可を受けております。さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2。現地調査の結果、宅地の一部として使用されておりました。さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から報告第1号から第3号まで説明が終了しましたので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 特に発言がないようですので、日程第6から日程第8までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員、または事務局からお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 それでは、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第34回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時47分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 2月 8日

農業委員会長

署名委員

布施和彦
榎澤正治

署名委員

内海亮一